様式第2号

確約書

一般社団法人 共済組合連盟 会長 山崎 泰彦 殿

柔道整復師氏名 松島 和美



国家公務員共済組合の組合員及び被扶養者並びに私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者(国家公務員共済組合法第59条第1項及び第2項(私立学校教職員共済法第25条において準用する場合を含む。)の規定による者を含む。以下「組合員等」という。)に係る療養費又は家族療養費(以下「療養費」という。)の受領委任の取扱いを申し出るに当たり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

1. 柔道整復師に係る施術(以下「施術」という。)については、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に行うこと。また、施術は組合員等である患者(以下「患者」という。)の療養上妥当適切なものとすること。

(受給資格の確認等)

2. 患者から施術を受けることを求められた場合には、その者の提出する共済組合員証 (共済組合遠隔地被扶養者証、共済組合高齢受給者証、共済組合特別療養証明書、共済 組合船員組合員証及び共済組合船員被扶養者証を含む。)又は私立学校教職員共済加入 者証(私立学校教職員共済遠隔地被扶養者証、私立学校教職員共済高齢受給者証及び私 立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書を含む。)(以下「共済組合員証等」という。) によって療養費を受領する資格があることを確かめること。 ただし、緊急やむを得な い事由によって共済組合員証等を提出することができない患者であって、療養費を受領 する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなく なった後、遅滞なく共済組合員証等を提出させること。

(療養費の算定、一部負担金の受領等)

3. 施術料金については、厚生労働省が定める施術に係る療養費の算定基準により算定した額を共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)に請求するとともに、患者から国家公務員共済組合法(私立学校教職員共済法において準用する場合を含む。)に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。

また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

(証明書等の交付)

4. 患者から保健給付を受けるために必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(施術録の記載)

5. 受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して作成し、必要な事項 を記載した上で、これを完結の日から5年間保存すること。

(涌知)

- 6. 患者が次の事項に該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を共済組合等に通知すること。
 - (1) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき
 - (2) 正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき
 - (3) 詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき

(施術の方針)

- 7. 施術については、一般に施術の必要があると認められる傷病に対して的確な判断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行うほか、以下の方針により行うこと
 - (1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること
 - (2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な 施術とならないよう努めること
 - (3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている 場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限り でないこと
 - (4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが必要である場合には、医師の診療を受けさせること

(報告の徴取、指導等)

- 8. 共済組合等が必要であると認めて施術に関する施術録、帳簿その他の書類等につき提示を求め若しくは説明を求め又は報告を徴する場合には、これに応じること。
- 9. 関係法令若しくは通達又はこの遵守事項に違反し、その是正等について共済組合等から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 10. この遵守事項に違反した場合、共済組合連盟会長が直ちに受領委任の取扱いを中止 すること、また、以後2年を経過した後再び申出のあるまでの間は、共済組合連盟会 長は受領委任の取扱いを認めないことができることについて、異議を唱えないこと。

(その他)

11. 申出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を共済組合連盟会長に届け出ること。